

朝日町の介護保険の例外利用に関する取扱い基本方針

令和2年4月1日

介護保険法の基本理念は、介護を受ける者が可能な限り住み慣れたその地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することであり、また、介護を受ける者も自ら要介護状態となることを予防するため、その有する能力の維持向上に努めるよう求めています。介護保険サービスの例外利用はあくまでも「例外」であり、通常のサービスを利用することが基本であり、真に特別な事情がある場合に例外利用を認めるものとし、保険給付の適正化と利用者の自立した日常生活の支援を推進していきます。

1. 例外利用の対象となるサービス

- (1) 軽度者への福祉用具貸与
- (2) 生活援助を中心とした訪問介護利用
- (3) 訪問介護利用における院内介助等
- (4) 要介護認定有効期間の半数以上の短期入所利用
- (5) 連続して30日を超える短期入所利用

2. サービス利用等について

(1) 例外利用に係る事前協議

担当する居宅介護支援事業者等は、適切なアセスメントを行い、利用者の『自立支援』に繋がる介護保険サービスの例外利用が真に必要な状況が見受けられる場合は、健康福祉課と事前協議を行う。

(2) 介護保険サービスの例外利用に係る承認申請書の提出

担当する居宅介護支援事業者等は、介護保険サービス例外利用に係る承認申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、健康福祉課へ提出する。

(3) 承認について

申請された書類から介護保険サービスの例外利用について妥当性を判断し、その結果を担当する居宅介護支援事業者等に通知します。例外利用は、承認を受けてから開始すること。なお、承認を受ける前に介護保険サービスを利用した分については、保険給付の対象外とする。
※提出された書類に不備がある場合は修正を指示し、例外利用に該当しない場合はサービス計画の見直しを指示を求める。

(4) 利用中止の報告

利用者の状況に変更（施設入所や利用者の状態改善等）があり、例外利用事由が解消した場合は、速やかに介護保険サービスの例外利用を中止し、健康福祉課へ報告すること。

例外利用事由が解消したにも関わらず、介護保険サービスの例外利用があった場合は、保険給付の対象外とする。

軽度者への福祉用具貸与について

1. 内容

軽度者（要支援１・２、要介護１）は原則として以下の福祉用具については借りることができませんが、下記の（１）または（２）に該当する場合は、借りることができます。

- ア）車いす及び車いす付属品
- イ）特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ウ）床ずれ防止用具及び体位変換器
- エ）認知症老人徘徊感知機器
- オ）移動用リフト（吊り具の部分を除く。）
- カ）自動排泄処理装置

※カ）自動排泄処理装置については、軽度者の他に要介護２・３の方も例外利用の対象となります。

- （１）厚生労働大臣が定める状態像に該当し、認定調査結果より判断可能な場合

直近の認定調査票の基本調査の結果が次の表１の定めるところにより、該当する場合はレンタルすることが可能です。この場合、承認申請に係る書類の提出は不要です。

ただし、別表のア（二）及びオ（三）については、該当する基本調査結果がありません。主治医から得た情報及び軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等から適切なケアマネジメントを行うために、利用することが必要であると判断した場合はレンタルすることが可能です。この場合も承認申請に係る書類の提出は不要です。

表 1

福祉用具の種目	厚生労働大臣が定める状態像 (厚生労働大臣が定める者のイ)	判断基準 (基本調査結果)
ア) 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1 - 7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	
イ) 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがりが困難な 者	基本調査 1 - 4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 「3. できない」
ウ) 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 「3. できない」
エ) 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への反 応、記憶・理解のいずれかに支障が ある者	基本調査 3 - 1 「1. できる」以外
		基本調査 3 - 2 から 3 - 7 「2. できない」
		基本調査 3 - 8 から 4 - 1 5 「1. ない」以外
		主治医意見書において、認知症の症 状がある旨が記載されている
	(二) 移動において全介助を必要と しない者	基本調査 2 - 2 「4. 全介助」以外
オ) 移動用リフト (吊り具の部分を除 く。)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な 者	基本調査 1 - 8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を 必要とする者	基本調査 2 - 1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消 が必要と認められる者	
カ) 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2 - 6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2 - 1 「4. 全介助」

(2) (1) 以外の場合

(1) の基本調査結果に該当しない場合でも、利用者の状態が下記の (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見（主治医意見書、診療情報提供書等）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等から適切なケアマネジメントを行うために、利用することが必要であると判断した場合は、承認申請に係る書類を町に提出し、承認された場合に借りることができます。

(Ⅰ) 頻繁な状態変動…疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表 1 の状態像に該当する者

(Ⅱ) 急性増悪…疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表 1 の状態像に該当するに至ることが確実に見込まれる者

(Ⅲ) 重篤化回避…疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表 1 の状態像に該当できる者

《参考》具体的な状態像や疾患の事例

事例類型	状態像例	福祉用具種目例
(Ⅰ) 頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「オン／オフ現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト (昇降座椅子)
(Ⅱ) 急性増悪	末期がんにより、急激に状態が悪化し、短時間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
(Ⅲ) 重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具 及び体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要がある、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。	移動用リフト (昇降座椅子)

2. 承認申請に係る書類

例外利用について、必要性が認められる場合は下記により町に必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

【要支援認定者・要介護認定者共通】

- ア) 介護保険サービス例外利用に係る承認申請書（様式第1号）
- イ) 軽度者への福祉用具貸与が必要な理由書（様式第2号）
- ウ) 医師の医学的な所見の確認書類（主治医意見書、診療情報提供書等）

(2) 添付書類

【要支援認定者】

- エ) 介護予防サービス・支援計画表（1から3）
- オ) サービス担当者会議の要点
- カ) 介護予防支援経過記録
- キ) サービス利用票及びサービス利用票別表

【要介護認定者】

- ク) 居宅サービス計画書（1・2）
- ケ) 週間サービス計画表
- コ) サービス担当者会議の要点
- サ) 居宅介護支援経過記録
- シ) サービス利用票及びサービス利用票別表

※キ) 及びシ) については町の承認後、毎月サービスを利用する前に提出してください。

3. 申請までの確認事項

(1) 医学的所見の確認

医学的所見の確認については、主治医意見書による確認の他、基本的には診療情報提供書による確認を行ってください。（診療情報提供書の書類作成料は自己負担となります。）

なお、例外利用を必要とした根拠については、単に「診断名」や「福祉用具名〇〇が必要」といった記載ではなく、疾病その他原因及びそれに起因する状態像から例外利用を必要とする具体的な根拠を記載してください。

(2) サービス担当者会議等について

医学的所見から例外利用の対象とすべき状態像を判断後、通院している医療機関の理学療法士等の日常生活の状態像を客観的に判断できる者を含めたサービス担当者会議等を行い、医学的知見から得た情報や本人の心身状況や生活環境等から総合的に情報共有を図り、適切なケアマネジメントを実施し例外利用の有無の判断を行ってください。なお、会議の内容について、各関係者がどのようにして判断したかを書面により必ず記録してください。

4. 注意事項

(1) 新規介護認定申請者かつ軽度者となる見込み利用者について

新規で介護認定を申請中の状態で軽度者となる見込みの利用者についても、承認の申請を行い町が例外利用を認めれば、認定決定する前でも例外利用が可能です。ただし、認定の結果、非該当となった場合は全額自己負担となるので、この旨を利用者に必ず説明してください。なお、提出するケアプランは暫定でのケアプランとなります。

(2) 電動車いすの福祉用具貸与について

電動車いすの使用は、地域活動への参加等自立支援への効果が期待できる反面、下肢筋力が低下するおそれ等もあります。このため、電動車いすについては下記の判断基準に従い、アセスメントを行い、真に必要とするかを判断してください。

項目	内容
利用目的	①日常生活に必要な活動（買い物等）
	②地域活動（自治会活動等）
	③介護予防や自立支援活動（サロンへの参加等）
利用頻度	原則、週に1回以上の利用を見込んでください。
安全性の確保	電動車いすの操作や移動範囲の安全性等を確認してください。
代替性の確認	利用目的を達成するために、家族等の支援が受けられない場合や公共交通機関等の利用ができないことを確認してください。
下肢筋力低下予防	電動車いすを利用することにより、下肢筋力低下のおそれ等がないことや下肢筋力低下を予防する活動などが確保されていること。

生活援助を中心とした訪問介護利用について

1. 内容

生活援助の利用については、単身世帯の利用者又は家族や親族等（以下、「家族等」）と同居する利用者であり、同居する家族等が障害、疾病等の理由により利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合とされていますが、障害、疾病がない場合でも、同様のやむを得ない事情により、家事を行うことが困難な場合も利用することができます。ただし、やむを得ない事情が認められるのは、利用者が要介護状態の方に限りします。

ア) 障害…同居する家族等が障害（身体・知的・精神等）を有しており、掃除、洗濯、調理等の家事が行えない状態

イ) 疾病…同居する家族等が疾病により、掃除、洗濯、調理等の家事が行えない状態

ウ) やむを得ない事情…個々の利用者の状況に基づき、個別的判断となります。例示については下記のとおりです。

例 1) 同居する家族等が就労等により、日中不在のため独居となり、本来の生活時間に家事が行われず日常生活に支障がある場合

例 2) 同居する家族等が要支援・要介護認定を受けており、筋力低下等を理由に行えない家事がある場合

例 3) 同居する家族等の介護疲れによる共倒れや介護放棄や虐待等の深刻な問題が想定される場合

※生活行為については、「できない」または「していない・したくない」を明確（情報を収集し、課題分析を行う。）にし、「していない・したくない」の場合はやむを得ない事情に該当しません。「遠慮があって頼みにくい」、「これまでにやったことがない」等も同様にやむを得ない事情には該当しません。

2. 承認申請に係る書類

例外利用について、必要性が認められる場合は下記により町に必要書類を提出してください。

（1）提出書類

【要支援認定者・要介護認定者共通】

ア) 介護保険サービス例外利用に係る承認申請書（様式第 1 号）

イ) 生活援助を中心とした訪問介護利用が必要な理由書（様式第 3 号）

（2）添付書類

【要支援認定者】

ウ) 介護予防サービス・支援計画表（1 から 3）

エ) サービス担当者会議の要点

オ) 介護予防支援経過記録

カ) サービス利用票及びサービス利用票別表

【要介護認定者】

キ) 居宅サービス計画書（1・2）

ク) 週間サービス計画表

ケ) サービス担当者会議の要点

コ) 居宅介護支援経過記録

サ) サービス利用票及びサービス利用票別表

※カ) 及びサ) については町の承認後、毎月サービスを利用する前に提出してください。

3. 基本的な考え方について

(1) 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助です。ただし、次のような行為は生活援助には含まれません。

(Ⅰ) 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為

(Ⅱ) 直接本人の援助に該当しない行為

- ・主に家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

例) 庭木の手入れ、来客の対応等

(Ⅲ) 日常生活の援助に該当しない行為

- ・訪問介護職員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

例) 墓参りの付き添い、嗜好品の買い物等

- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為

例) 大掃除に該当する行為、家屋の修理等

(2) 同居の判断

同居の判断については、生活実態等を勘案して判断してください。住民基本台帳上別世帯となっても、同じ家屋に居住している場合は同居と判断します。その他、二世帯住宅である場合、同一敷地内の別棟に家族が居住する場合、近隣敷地に家族が居住する場合も同居と判断します。

4. 生活援助を中心とする訪問介護利用までの判断

(1) 利用者本人行為の可能・不可能を判断

↓ 利用者が日常生活を営む上で必要な行為を本人ができるか・できないかを判断する。

(2) 同居する家族等による行為の可能・不可能を判断

↓ (1) において利用者本人ができないと判断した行為を代わりに同居する家族等ができるか・できないかを判断する。同居する家族等もできないと判断する場合、「なぜできないのか」を明確にし、1のアからウの内容に該当するかを判断する。

(3) サービス内容等の選定

(1)、(2)から利用者が日常生活を営む上で必要なサービスについて、適切なアセスメントを行い、内容、時間、回数を明確にケアプランに位置づけ、サービス担当者会議等において最終的な判断を行う。

5. 注意事項

(1) 生活援助を中心とした訪問介護の回数

例外利用が認められた場合でも、1ヶ月内における生活援助を中心とした訪問介護の回数は厚生労働大臣が定める回数以内にしてください。厚生労働大臣が定める回数を超える場合は、町にケアプランを提出する必要があります。

なお、厚生労働大臣が定める回数は下表のとおりです。

厚生労働大臣が定める回数

要介護度	1	2	3	4	5
回数／月	27	34	43	38	31

訪問介護利用における院内介助等について

1. 内容

病院内の介助については、基本的に院内のスタッフが対応すべきものですが、家族や親族等（以下、「家族等」）による介助が見込めず、利用者の心身状況や院内の状況を勘案し、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」や「身体介護が中心である場合」は訪問介護員による介助が認められます。なお、利用においては下記の内容を十分考慮してください。

ア) 家族等による介助…家族等が障害、疾病等の理由により介助することが困難な場合、又は障害、疾病がない場合でも、同様のやむを得ない事情により、介助を行うことが困難な場合

イ) 利用者の心身状況…利用者の筋力低下に伴い移動支援が必要な場合や認知症のため見守りが必要な場合等

ウ) 院内の状況…院内介助の体制が整っていない場合等。なお、必ずその医療機関に対応の有無を確認してください。

2. 承認申請に係る書類

例外利用について、必要性が認められる場合は下記により町に必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

【要支援認定者・要介護認定者共通】

ア) 介護保険サービス例外利用に係る承認申請書（様式第1号）

イ) 訪問介護利用における院内介助等が必要な理由書（様式第4号）

ウ) 訪問介護利用における院内介助等記録（様式第4号の1）

(2) 添付書類

【要支援認定者】

エ) 介護予防サービス・支援計画表（1から3）

オ) サービス担当者会議の要点

カ) 介護予防支援経過記録

キ) サービス利用票及びサービス利用票別表（訪問介護計画書）

【要介護認定者】

ク) 居宅サービス計画書（1・2）

ケ) 週間サービス計画表

コ) サービス担当者会議の要点

サ) 居宅介護支援経過記録

シ) サービス利用票及びサービス利用票別表（訪問型サービス計画書）

※1 ウ) については町の承認後、サービスを利用した翌月に提出してください。

※2 キ) 及びシ) については町の承認後、毎月サービスを利用する前に提出してください。

3. 援助内容

通院介助や院内介助における訪問介護員が行う内容は下表のとおりです。なお、介護報酬の算定においてもご確認ください。

援助内容	報酬
(1) 乗車前介助、降車後介助（更衣等）	○
(2) 乗車介助（タクシー、バス等への移動）	○
(3) 乗車中（移動中）	△
(4) 降車介助（タクシー、バス等からの移動）	○
(5) 院内への移動、院内からの移動	○
(6) 院内移動	○
(7) 受診等の手続き	○
(8) 診察（リハビリ、検査等）の待ち時間、会計等の待ち時間	△
(9) トイレ等の介助	○
(10) 診察（リハビリ、検査等）	×
(11) 会計、薬の受取	○

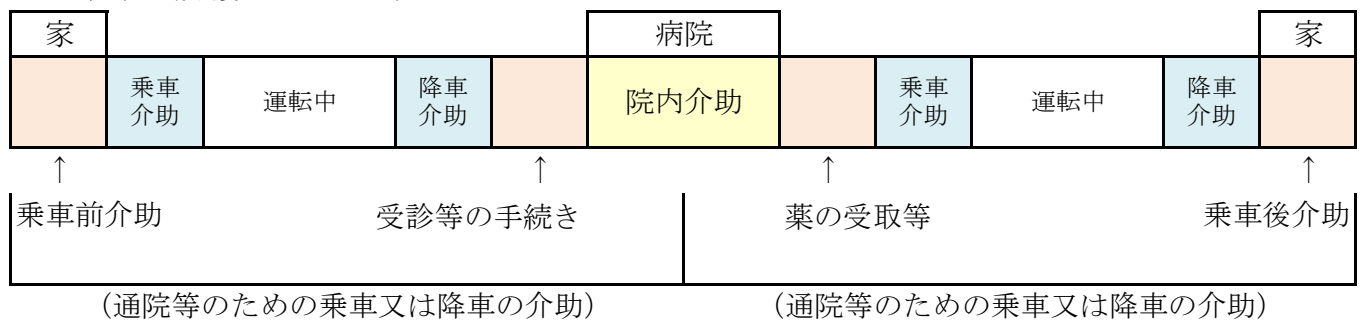
※1（3）については、自らが運転する車両へ乗車・降車の介助を行った場合であり、利用者がタクシーやバス等に乗車し、訪問介護員は自らが運転する車等で移動した場合は、介護報酬の算定対象となりません。

※2（8）については、院内において訪問介護員が直接利用者に接していない時間（介助していない時間）のため介護報酬の対象となりませんが、一人で椅子に座ることができず常時支え等が必要な場合や重度の認知症のため徘徊等で常時見守りが必要な場合は介護報酬の算定の対象となります。

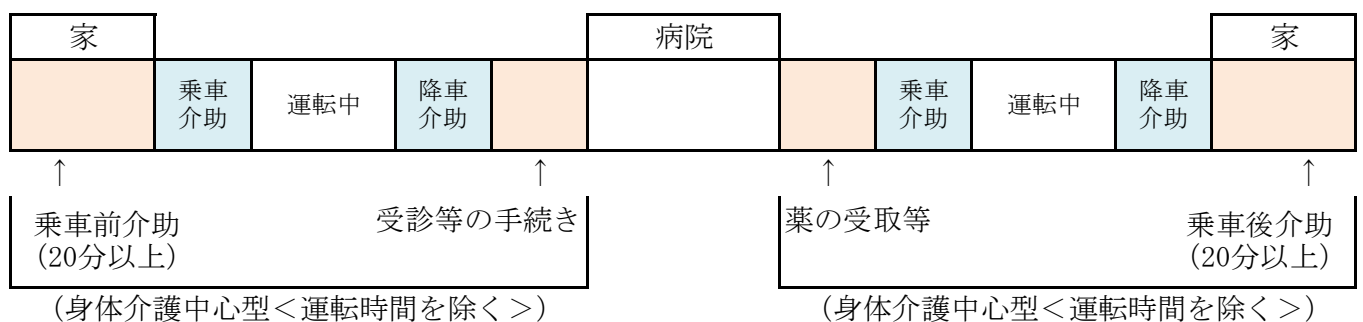
※3（10）については、どのような場合においても介護報酬の算定対象となりません。ただし、これは介護報酬を算定することができないことであり、付き添うなどの行為を禁止しているものではありません。

4. 介護報酬の運用

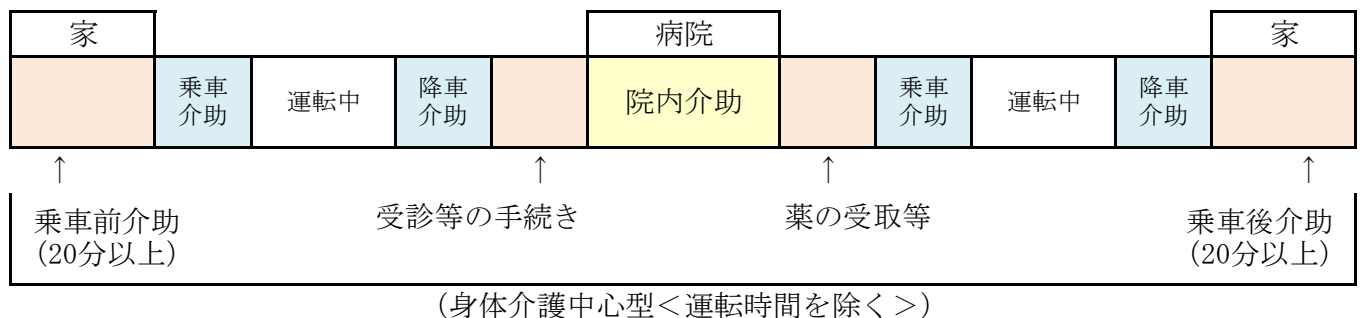
(1) 要介護1から5の者



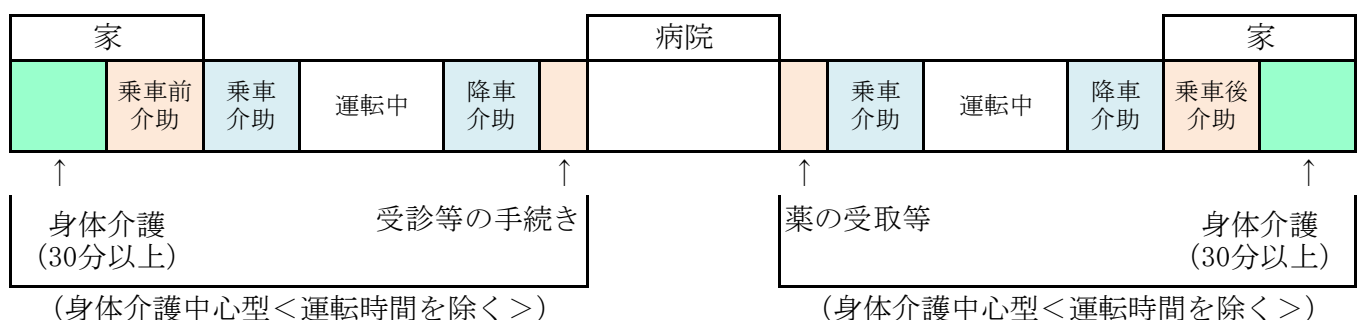
(2) 要介護4・5の者の通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合



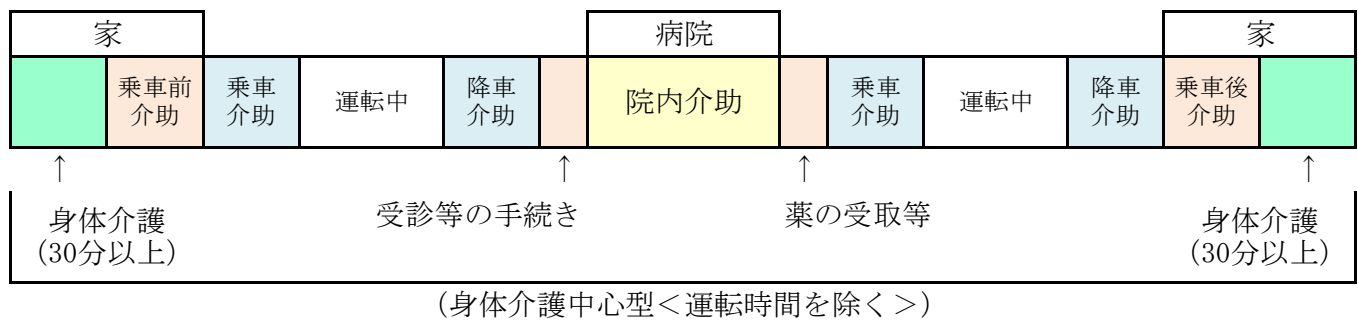
(3) 要介護4・5の者の通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行いかつ院内介助を行う場合



(4) 要介護1から5の者の居宅における外出に直接関連しない身体介護(入浴介助や食事介助等)に30分以上要しかつ当該身体介護が中心である場合



(5) 要介護1から5の者の居宅における外出に直接関連しない身体介護（入浴介助や食事介助等）に30分以上要しかつ当該身体介護が中心であり、院内介助を行う場合



5. 注意事項

(1) 居宅サービス計画書への記載

適切なアセスメントに基づき、利用者の心身状況（身体能力、認知能力その他心身の状態）や家族等の状況から院内介助等が必要な場合は、必要である旨と明確な理由を記載してください。

また、受診予定の医療機関にも院内介助の体制状況を確認し、その状況についても記載してください。

(2) サービス担当者会議

院内介助等の必要性の有無は、ケアマネージャーが単独で判断するものではなく、主治医のや訪問介護員の意見等を踏まえ、十分に検討し総合的に判断してください。

(3) 訪問介護計画への記載

院内介助等が必要な場合、訪問介護員は訪問介護計画に援助内容（乗降介助、受診手続き等）を記載し、サービス利用の内容を訪問介護利用における院内介助等記録（様式第4号の1）に記載して当該サービス利用月の翌月に町へ提出してください。

要介護認定有効期間の半数以上の短期入所利用について

1. 内容

短期入所生活介護は、「利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、要介護認定等の有効期間の概ね半数を超えないようにしなければならない」と定められておりますが、特に必要として認められる場合は、例外的に利用することが認められます。特に認められる場合の内容は下記のとおりです。

ア) 老人福祉施設等へ入所を申し込んでおり、利用者が認知症であること（介護認定調査票又は主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上）等を理由に、家族や親族等（以下、「家族等」）が介護することが困難な場合又は独居により家族等から介護を受けることができない場合（老人福祉施設等への申込は複数箇所以上必要です。）

イ) 老人福祉施設等へ入所を申し込んでおり、家族等が高齢、障害、疾病等の理由により、介護することが困難な場合（老人福祉施設等への申込は複数箇所以上必要です。）

ウ) 計画的に調整し短期入所生活介護を利用していたが、その他やむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができないと認められる場合。その他やむを得ない理由の例示は下記のとおりです。

例1) 主たる介護者が出産または家族の出産を介助する場合

例2) 主たる介護者が冠婚葬祭に出席する場合

例3) 主たる介護者が震災、風水害、火災等の災害に見舞われた場合

例4) 利用者の介護を目的として当該利用者の住宅を増改築、修繕等を行う場合

2. 承認申請に係る書類

例外利用について、必要性が認められる場合は下記により町に必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

【要支援認定者・要介護認定者共通】

ア) 介護保険サービス例外利用に係る承認申請書（様式第1号）

イ) 要介護認定有効期間の半数以上の短期入所利用が必要な理由書（様式第5号）

(2) 添付書類

【要支援認定者】

ウ) 介護予防サービス・支援計画表（1から3）

エ) サービス担当者会議の要点

オ) 介護予防支援経過記録

カ) サービス利用票及びサービス利用票別表

【要介護認定者】

キ) 居宅サービス計画書（1・2）

ク) 週間サービス計画表

ケ) サービス担当者会議の要点

コ) 居宅介護支援経過記録

サ) サービス利用票及びサービス利用票別表

※カ) 及びサ) については町の承認後、毎月サービスを利用する前に提出してください。

3. 認定有効期間の概ね半数の基準日数

有効認定期間	基準日数	計算方法
3ヶ月	45日	$365 \text{ 日} \div 12 \text{ ヶ月} \times 3 \text{ ヶ月} \div 2$
6ヶ月	91日	$365 \text{ 日} \div 12 \text{ ヶ月} \times 6 \text{ ヶ月} \div 2$
12ヶ月	182日	$365 \text{ 日} \div 12 \text{ ヶ月} \times 12 \text{ ヶ月} \div 2$
24ヶ月	364日	$365 \text{ 日} \div 12 \text{ ヶ月} \times 24 \text{ ヶ月} \div 2$
36ヶ月	547日	$365 \text{ 日} \div 12 \text{ ヶ月} \times 36 \text{ ヶ月} \div 2$

※支給限度日数及び支給限度基準額を超えて利用者が自己負担した短期入所生活介護の日数については、基準日数には含みません。

4. 注意事項

（１）例外利用を申し込む場合は、ケアプラン作成時において短期入所生活介護の利用見込日数が有効認定期間の概ね半数を超えることが見込まれる時点で事前協議してください。ただし、緊急時における利用に伴い、有効認定期間の概ね半数を超える場合はこの限りではありません。

（２）短期入所生活介護は、在宅介護サービスです。利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであり、在宅生活の維持に繋がるよう複数のサービスを積極的に活用し、できる限り有効認定期間の概ね半数を超えないようマネジメントを行ってください。

（３）利用者自身の心身機能低下や介護者が長期的に介護困難な状態になることが見込まれる場合は、老人福祉施設、老人保健施設等への入所を早急に検討してください。なお、例外利用を希望する状態の待機者については、入所の優先順位が比較的高いことが想定されますが、複数の施設に入所申込を行い、短期入所の概ね半数を超える利用の早期解消に努めてください。

連続して30日を超える短期入所利用について

1. 内容

短期入所生活介護は、連続して30日を超えて利用することを認めておりませんが、やむを得ない事情がある場合に限り、利用することを認めます。ただし、この例外利用はあくまで利用を認めるものであり、介護保険による給付が適用されるのは30日間であって、31日目については、全額自己負担となることに注意してください。なお、やむを得ない事情とは下記のような事情です。

例1) 退所予定日に、主たる介護者が急病等により介護できない場合

例2) 退所予定日に、利用者の心身の状況が悪化し在宅生活に戻ることが客観的に妥当ではないと判断できる場合

2. 承認申請に係る書類

例外利用について、必要性が認められる場合は下記により町に必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

【要支援認定者・要介護認定者共通】

ア) 介護保険サービス例外利用に係る承認申請書（様式第1号）

イ) 連続して30日を超える短期入所利用が必要な理由書（様式第6号）

(2) 添付書類

【要支援認定者】

ウ) 介護予防サービス・支援計画表（1から3）

エ) サービス担当者会議の要点

オ) 介護予防支援経過記録

カ) サービス利用票及びサービス利用票別表

【要介護認定者】

キ) 居宅サービス計画書（1・2）

ク) 週間サービス計画表

ケ) サービス担当者会議の要点

コ) 居宅介護支援経過記録

サ) サービス利用票及びサービス利用票別表

※カ) 及びサ) については町の承認後、毎月サービスを利用する前に提出してください。

3. 注意事項

(1) 日数の数え方について

短期入所の利用日数は国の基準（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）により、原則として、入所日・退所日の両方が含まれます。数え方については下記の内容に留意してください。

※1 短期入所退所日の翌日に短期入所利用のため入所した場合は、原則として連続した入所となります。

※2 連続利用の日数を0にするためには、原則として短期入所退所日及び短期入所退所日翌日は在宅生活、または短期入所連続利用31日目に自費利用等に対応することが必要となります。

例) 1月15日に短期入所の利用を開始(入所)した場合、2月13日まで利用(退所)することにより30日の連続利用となる。

[illegible]

①2月13日（退所後）及び14日に在宅生活等を送ることにより、連続利用の日数は0となり、15日から再度利用開始（入所）した場合、15日は1日目として取り扱う。（例外利用の申請は不要となる。）

②2月13日に退所せず14日（連続利用31日目）も利用した場合（全額自己負担による短期入所の利用）、15日（連続利用32日目）から再度連続30日の利用が可能となります。（ただし、例外利用の申請が必要です。）

（２）短期入所生活介護について

短期入所生活介護は利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持と利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る目的の在宅の介護保険サービスです。短期入所生活介護の連続利用が30日までと設定されているのも、長期的な継続した利用は施設入所と変わらなくなり、本来のサービス目的の趣旨に反するとともに、他の利用者の利用を妨げるおそれがあるためです。長期的な継続利用が見込まれる場合は、老人福祉施設、老人保健施設等への入所を早急に検討してください。